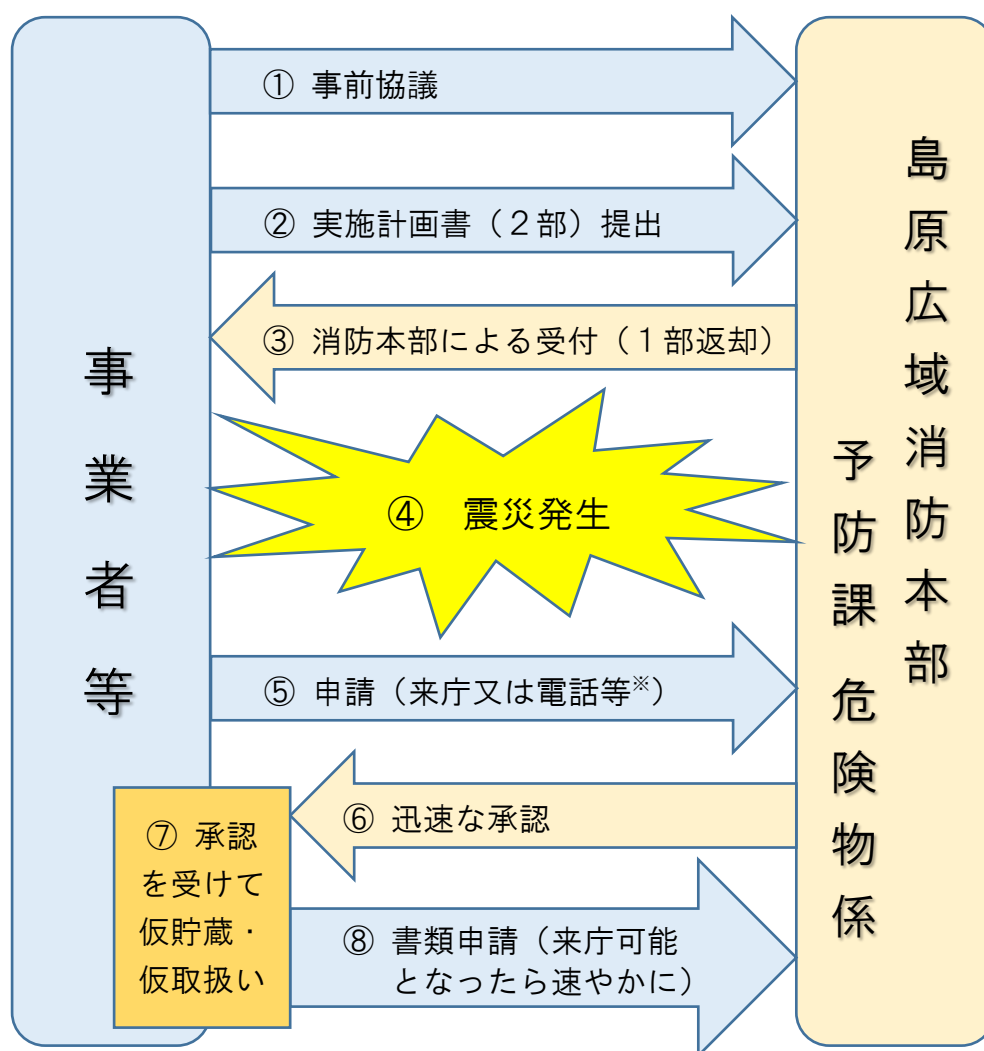


## 震災時等の仮貯蔵・仮取扱い

震災時等に危険物の仮貯蔵・仮取扱い等を行おうとする事業者等が、事前に消防本部予防課危険物係と協議し、作成した計画書を提出しておくことで、仮貯蔵・仮取扱いの申請から承認までの期間が大幅に短縮されます。



※電話等（電話又はファックス等）による申請は、消防本部において必要と認めるときから可能となります。

問い合わせ先（事前協議先）

島原地域広域市町村圏組合消防本部 予防課 危険物係  
住 所 島原市新馬場町872番地2  
電 話 0957-62-5857  
FAX 0957-62-3133